

# 緑の地球

72

Vol.14-1



財団法人  
国際緑化推進センター

# COP9がミラノで開催、吸収源CDM実施のための細則合意



議長発言中のCOP9議場 (写真提供/林野庁)

気候変動枠組条約第9回締約国会合(COP9)が03年12月1日〜12日、188カ国から5000人以上が参加してイタリアのミラノで開催された。会期終盤の12月10日〜11日には閣僚級会合が開かれ、翌12日夜、20件以上の決議を採択して閉幕した。

今回の会合では、クリーン開発メカニズム(CDM)における森林吸収源の扱いや、途上国支援などが中心議題として取り上げられた。吸収源CDMについては、実施のための細則(定義・ルール・手続き)が「マラケシュ合意」(COP7で採択された京都議定書運用ルールの法的

文書)で積み残され、以後2年間の協議を経て今会合で合意を目指すことになっていた。今回、追い込みの協議が精力的に続けられた結果、細則内容について合意に達し、採択された。(本誌3〜4頁に詳細)

途上国支援では、能力構築、技術移転、気候変動に対する脆弱性の対処など支援の取組について追加的な検討が行われた。特別気候変動基金、後発途上国基金に關し、支援範囲の拡大を要求する途上国側との協議が難航したが、途上国が気候変動報告書(温室効果ガスの排出、対策、気候変動の影響などの情報記載)を策

定すれば、基金を活用できるとする運営指針で合意、次回会合でさらに議論していくことが決められた。

閣僚級円卓会合は、「気候変動、適用、緩和及び持続可能な開発」「技術」「評価」の3テーマのもと、政治レベルでの自由な意見交換が行われた。小池環境大臣がその一つの共同議長を務めた。

COP9閉会にあたり、議長(ベルシャニ・ハンガリー環境水利大臣)総括が出され、京都議定書の早期発効への強い支持が表明されたこと、CDMの速やかな実施が重要であることが盛り込まれた。

## 第35回ITT理事会と国際熱帯木材協定改訂準備会合、横浜で開催

国際熱帯木材機関(ITT)の第35回理事会が03年11月3日〜8日、横浜で開催され、熱帯木材生産国と消費国の計42カ国1地域の政府代表のほか、オブザーバーとしてメキシコ(非加盟国)、関係国際機関、木材業界、NGOなどが参加した。

今理事会では、▼2003年運営

予算の管理▼2カ年(04、05年)のITT作業計画▼33件のプロジェクト等の承認・資金拠出など、大きく4件の決議を採択。このうち作業計画では、▽認証熱帯人工林から生産された木材・製品に関する市場調査▽森林法改良のための指針開発と普及▽二次熱帯林の管理経営と劣化

熱帯林・荒廃林地の復旧に関する指針開発と普及▽輸出合板に関する調査などを含む実施を決めた。

今理事会では、違法伐採にこれまでに高い関心が示され、活発な議論が行われたことが特筆される。

また、理事会に続き、11月10日〜12日、国際熱帯木材協定の改訂に向

けた準備会合が開催され、現行協定の各条ごとに検討が行われた。各国から、環境サーピス、非木材森林生産物、森林認証、違法伐採など新たな課題及び熱帯針葉樹林を協定に含めることなどが提案され、04年7月の国連貿易開発会議において引き続き議論することとなった。

## 林野庁の16年度国際林業協力予算案、10%減の4億3500万円

林野庁の平成16年度予算案(一般会計)は4387億5200万円、対前年度予算比98%となった。

このうち、国際林業協力関連は4億3500万円、対前年度比89.8%。うち政府開発援助(ODA)は1700万円(同90.3%)。農林水産省大臣官房国際部計上の国連

食糧農業機関(FAO)、世界銀行、国際熱帯木材機関(ITT)への拠出金を含めた額は6億2900万円(同90.2%)、うちODAは6億1700万円(同90.3%)。

国際林業協力の新規事業は、「黄砂対策植生回復実証調査事業」の1本のみ。東アジアで深刻化する黄砂

問題の根本的解決に欠かせないのが、黄砂発生源地域(中国の黄土高原や、モンゴル・中国にまたがるゴビ砂漠など)における森林を含む自然植生の回復。そのために同事業では、植生変化の原因とされる人口増加、貧困などの社会・経済的条件を調査するとともに、想定される複数

の植生回復パターンを設定し、それぞれで黄砂発生の程度を測定することで、どの植生回復パターンが最も黄砂抑制効果が高いかを実証的に調査する。事業実施主体は、(財)国際緑化推進センター。5年間事業で16年度予算案額は1550万円。

## AFP第3回会合と国際森林専門家会合、千葉で開催

アジア森林パートナーシップ(AFP)第3回実施促進会合が03年11月21日、千葉県木更津市の市民会館で開催された。今会合では、「違法伐採対策」、「森林火災予防」、「荒地の復旧と再植林」の各分野におい

て優先的に取り組むべき具体的行動について、前回合意をもとに引き続き検討。さまざまな作業計画案が提示された。(本誌7頁に関連記事)

また、AFP会合開催に合せ直前の11月17〜20日、国際森林専門家会

議「国別伐採実施規範の策定と実施」がAFP貢献の取組として林野庁と千葉県共催で開催された。環境に配慮した伐採活動の定着に向け、規範の策定と実施のための課題・方策について検討された。(8頁に関連記事)

## 第2回日中民間緑化協力フォーラムで技術指導報告

日中緑化交流基金主催による標記フォーラムが03年12月11日、東京で開催され、約60名が参加した。

日中民間緑化協力委員会資金(通称小淵基金)により2000年度から開始された中国での緑化助成事業

は、02年度末までに38プロジェクト、植林地積約8900haに上る。フォーラムでは、この内7プロジェクトについて先頃実施した巡回技術指導の結果を報告。過酷な自然条件の下、さまざまな工夫を取り組まれてい

る事業現地の状況や技術指導の内容について紹介した。また、基金事業全体について、第2段階に入った今後は数の拡大より面的な拡大に重点を置き、森林としての機能を高めるいくとの方針が明らかにされた。

### ●72号—目次●

国際緑化ニュース	1
COP9における吸収源CDMの定義等に関する決定の概要	3
第12回世界林業会議/モントリオール・プロセス・ハイレベル会合	5
アジア森林パートナーシップ(AFP)第3回実施促進会合	7
国際森林専門家会議「国別伐採実施規範の策定と課題」	8
FAO・2003年版世界森林白書の概要(その2)	9
ワールドレポート<モンゴル>	11
センターの活動/その他の情報/基金へのご協力	13
「吸収源CDM国際フォーラム」のご案内	14

表紙写真：インドのアーンドラプラデシュ州の植林地で、動物の食害から植栽木を守るため、囲いづくりをする女性たち  
 <写真提供/ (特活) ソムニード>

吸収源CDMの定義等に関する決定の概要

林野庁計画課調査官 永目 伊知郎

気候変動枠組条約の第9回締約国会合(COP9)が、2003年12月1日から12日までイタリアのミラノで開催された。同会合において、これまで2年間かけて検討・協議されてきた「植林による吸収源CDM(CDMクリーン開発メカニズム)の定義・ルール・手続き」が合意され、採択に至った。

CDMの中でも「排出源」CDMは、そもそもある程度エネルギーを集約的に消費している国でないとその事業実施国とはなり得ないが、この「吸収源」CDMは、後述する基準をクリアする、ある程度まとまった土地が賦存していれば、どこでも受入れが可能なスキームである。特に、認められた小規模吸収源CDMのスキームは、温暖化の影響を最も受けやすいとされている最貧国や小島嶼国での実施も可能なものである。今回のルール決定は、京都議定書の早期発効に向けた国際協調体制の一層の推進に資するものである。同時に、今後は排出源CDMに加えて、吸収源CDMの活用を通じ、国際社会全体で温暖化防止対策を実施することが望まれており、わが国として

も積極的に支援・参画する必要があると考えている。

わが国の貢献

わが国はこれまで、吸収源CDMが京都議定書における柔軟措置の一つとして、国内措置を補充しつつ、事業実施国<sup>(注1)</sup>内の持続可能な発展に資するよう、民間事業者やNGO等で今後広く活用され得るルール作りに積極的に貢献してきた。

さらに今次会合においては、会期に先立ち2日間開催された事前会合及び会期前半の第19回補助機関会合(SBSTA19)でのコンタクト・グループ会合で、建設的かつ具体的な提案を種々行った。また、その後の実質的な交渉・調整の枠組として機能した20カ国<sup>(注2)</sup>構成による「共同議長友の会」と、その中の7カ国<sup>(注3)</sup>のみで構成された「政府代表会合」それぞれに参加し、主要国・グループとの調整を通じて、合意形成に向け積極的な貢献ができたことは具体的な成果であり、関係各国間の信頼関係の醸成にも貢献できたと分析している。

決定内容の概要

以下に今回決定したルール等の骨格とその交渉経緯について概説する。

1. 対象となる事業は、新規植林と再植林のみであり、そのうち再植林の基準年については、事業実施国内のデータの有無等から99年末とすべきとの主張と、気候変動枠組条約・京都議定書の基準年月日である90年1月1日の前日の89年末とすべきとの主張があったが、後述する「5. 追加性」の定義とともに、COP7のマラケシユ合意を尊重し、89年末となった。

2. 吸収量の計測方法については、既存の関連技術等の不確実性を考慮して、すべてにおいて保守的に行うことを旨としつつ、発行されるクレジット量のベースとなる「純人為的吸収量」は、「事業活動による純吸収量」マイナス「ベースライン純吸収量」マイナス「リーケージ」とし、排出の抑制(例えば、放牧から植林への転換によるメタンの排出の減少)及びプラスのリーケージ(例

えば、周辺への普及効果や微気候の緩和による周辺植生による吸収の増加)による純人為的吸収量の増加は認めないこととなった。

3. 発行されるクレジットの担保である森林の非永続性(伐採や火災等により森林が失われると炭素固定効果が持続しないこと)及び事業の長期性等を考慮し、発行されたクレジットは、①次の約束期間末までか、②クレジット発生可能期間(クレジットを継続して発行できる期間であり、(a)20年で2回更新可の最長60年か、(b)30年で更新不可、のどちらかを選択可) 未までの有効期限付きか、とされ前者①の場合、担保の森林が残っていればクレジット発生可能期間内は再発行が可能とされた。しかし、いずれの場合もクレジット発生可能期間(また、これは事業実施期間と一致させることとされた)終了後は失効するため、他の永続性のあるクレジット(AAU, ERU, CER, RMU等)で補填しなければならぬ。

また、担保の森林の定期的な(5年毎)モニタリングと認証による確

認も義務化された。

なお、これらの規定によって、ユーカリやアカシアのような短伐期樹種のみならず、チーク、フタバガキ科やマングローブのような長伐期樹種の植林も誘導・奨励していくことが期待されている一方、発行したクレジットは、担保の森林の存置に関わらず、最長60年後に失効するということになった。

これは、この「歯止め」規定がないとすると、附属書I国の約束達成のための吸収源CDM事業の森林が、約束期間を重ねる毎に事業実施国内で累増していき、結果として、将来、事業実施国自身が(その約束達成に<sup>(注4)</sup>)利用できる土地がなくなるなどの主張があり、これに一定の配慮をした経緯がある。

4. 事業の影響の事前分析・評価については、環境的影響に加えて、社会・経済的影響の分析を行うこととし、事業者がプロジェクト設計書にて、それぞれ分析・記載すべき項目が例示的に盛り込まれ、その影響が重大であると思料される際に事業実施国が実施する評価については、各国の関連制度によって実施されることとされた。

なお、事業の影響の分析・評価に関しては、国際的なチェック・リストを作成・規定すべきとの主張と、事業実施国の主権の下に判断すべき事柄であるとの主張が対立した経緯

がある。

5. 追加性の定義については、COP7のマラケシユ合意を尊重し、CDM事業がない場合の炭素蓄積の変化量(「ベースライン純吸収量」のこと<sup>(注5)</sup>)より、「事業活動による純吸収量」が増加していれば「追加性」があると規定された。

なお、吸収源CDMについては、生物多様性等を犠牲にしつつ比較的安易にクレジットが獲得されかねないとの指摘から、「地域の一般的施業を越えるもの」等の追加性の基準を盛り込むべきとの主張と、マラケシユ合意文書を越えた新たな解釈規定は受け入れられないとの主張が対立し、最終局面で上記「1. 基準年」の定義とのセットで合意が成立した経緯がある。

ここでは「地域の一般的施業を越えるもの」等の追加的基準は盛り込まれなかったものの、合意されたベースライン方法論は、①既存または過去の炭素蓄積の変化、②投資に対する障害を考慮して、経済的に魅力的なやり方となる土地利用による炭素蓄積の変化、③事業開始時点における最も有望な土地利用による炭素蓄積の変化、の三つから最適なものを選択することとなっている。

そこで、例えば従来の産業植造林適地での「看板を掛け替えた」吸収源CDM事業提案では、結果的に「ベースライン純吸収量」と「事業

活動による純吸収量」が同一となり、この規定にいう炭素吸収量の追加性がそもそも証明できないこととなっていることに注意する必要がある。

6. 小規模吸収源CDMについては、吸収量が年平均で8キログラム未満<sup>(注6)</sup>のもので、かつ、低所得者層が事業に参画するものと規定され、これらについては登録・検証・認証等の間接的経費を軽減させるルール・手続きが適用されることとなった。

なお、小規模吸収源CDMについては、小規模排出源CDMの閾値である15キログラム<sup>(注7)</sup>を採用すべきとの主張と、そもそも吸収源CDMでは小規模は認められていない(COP7のマラケシユ合意文書に規定されていない)との主張が対立したが、概ね1000平方メートル以下の面積を念頭に閾値を設定するとの妥協が成立した。

また今後、簡素化するルール・手続き等の内容を検討し、次回締約国会合(COP10)にて採択することも規定された。

7. 潜在的侵入性外来樹種<sup>(注8)</sup>及びGMO(遺伝子組換え)の使用については、事業実施国がそれらの使用に関連する危険性を国内法規で評価し、附属書I国もそれらを使用した植林からのクレジットを活用することを国内法規で評価することを、そ

れぞれ認識するとの精神規定をCOP決議の本文に盛り込んだ。

なお、吸収源CDMのルールの中に、関連した具体的規定を盛り込むべきとの主張がなされ、これに一定の配慮をした経緯がある。

注1.. 非附属書I国のことであり、CDM事業のホスト国とも称する。  
 注2.. 日本、カナダ、EU(イタリア、ドイツ、フランス、スペイン)、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、スイス、中国、ブラジル、マレーシア、インド、ボリビア、コロンビア、ウルグアイ、ツバル、セネガル、ブルキナファソの20カ国に、コンタクト・グループの共同議長(ドイツ、ブラジル)で構成された。  
 注3.. 日本、カナダ、イタリア、ノルウェー、中国、ブラジル、ブルキナファソの7カ国に、SBSTA議長(アイスランド)と、コンタクト・グループの共同議長(ドイツ、ブラジル)で構成された。  
 注4.. この部分は筆者独自の分析であり、非附属書I国側からの発言ではない。  
 注5.. 筆者注。  
 注6.. 筆者の試算によれば、面積換算すると300ヘクタールから1000ヘクタールとなる。  
 注7.. これに関する具体的なルールも、今後各国の意見提出及び事務局作成の文書等を踏まえて、COP10にて決定する。  
 注8.. IUCN (The World Conservation Union) 日本委員会のホームページ(www.iucn.jp)に関連記載がある。

# 第12回世界林業会議／モントリオール・プロセス・ハイレベル会合

— 6年に1度開催の森林分野最大の世界会議 —

## 「森林、いのちの源」を主テーマに幅広い課題を検討

(独) 森林総合研究所 資源解析研究室長 家原 敏郎

第12回世界林業会議が、平成15年9月21日から28日までカナダ・ケベック州ケベック市において開催された。筆者は、持続可能な森林経営の基準・指標のひとつであるモントリオール・プロセスの活動に関係しており、その立場から会議に参加した。以下、会議の概要について報告する。

### 世界林業会議

世界林業会議は森林関係ではきわめて大規模な国際会議で、前回のトルコ・アンタルヤ大会(1997年)以来6年振りである。今回は140を超える国から4061人を超える参加者があった。参加者は、森林に係る様々な層の人々からなり、地域社会からの個人参加、森林所有者、労働者、先住民、青少年、林業・林産業関係者、環境団体その他の非政

府組織、研究者、大学教官、また高官を含む様々なレベルの政府及び国際機関関係者などである。

会議は、主テーマ「森林、いのちの源」と二つのサブテーマ「人類のための森林」「人類と森林の調和」に沿って、持続可能な森林経営の実践、基準・指標、森林認証や気候変動と森林、生物多様性の保全、熱帯林と北方林の保全、人工林の問題、森林政策、森林に関するパートナーシップなど多くのセッションやサイドイベントが開催され、幅広い課題が検討された。また、会議に並行し、体育館のような広い展示場を使って、主要各国やカナダの各州、様々な国際機関やNGO、企業などの活動を紹介する展示ブースと研究者のポスター発表コーナーが設けられ、情報収集や意見交換する人々で大盛況であった。

モントリオール・プロセス・ハイレベル会合

9月22日には、モントリオール・プロセス・ワーキンググループ・ハイレベル会合が行われた。今回の会合は、1995年の基準・指標を採択した「サンティアゴ宣言」以来の取組の成果及び今後の活動の方向等を確認することを目的に開催されたものであり、米国の林野庁長官をはじめ森林行政または研究機関の高官級が出席して開催された。

各国の代表者から声明発表があり、それぞれの国における基準・指標に沿った政策の展開など、取組が紹介された。日本からは前田



世界林業会議会場風景(カナダ政府の展示ブース)

ど、「持続可能な森林経営」の考え方に沿ったわが国の取組を紹介しつつ、各メンバー国がモントリオール・プロセスの成果を国連森林フォーラム(UNFF)などの国際的な議論に積極的に活かしていくべきと呼びかけた。

また、各メンバー国の森林状況を、7基準から各1指標を選んで取りまとめた「2003年モントリオール・プロセス第1回森林概要レポート」の完成発表が行われ、基準・指標が持続可能な森林経営の推進に重要な役割を果たしうること、そのためにメンバー国は今後も各指標に関するデータの計測・評価・報告に積極的に取り組んでいくことなどを盛り込んだ「ケベック市宣言」を採択した。

9月24日には、モントリオール・プロセス国別報告書サイドイベントが開催された。定員100名が満員となった会場では、モントリオール・プロセスの紹介、「2003年モントリオール・プロセス第1回森林概要レポート」の発表、また、ウругアイ、米国、ロシアから、完成した国別報告書の発表が行われた。欧州森林保護閣僚会議プロセス、ITTOなどの基準・指標グルー

プも、競うようにしてサイドイベントを開催した。

展示会場では、22日から25日にかけてモントリオール・プロセスの展示ブースが設けられ、「2003年モントリオール・プロセス第1回森林概要レポート」、及び参加各国から提出された森林に関する写真資料

を電子ファイル化したものを、コンピュータでデモンストレーションすることも行われた。また、希望者には概要レポートが配布された。

### 第12回世界林業会議声明

前記の他にも実に多種多様な会議

が開かれつつ会期は進行し、最終日の9月28日、世界林業会議は本会議としての意見を集約した別表のような「第12回世界林業会議声明」を採択した。これは、森林・林業について優先的に取り組むべき問題を明確にし、人々の意思決定と行動を奨励することを目的とするものである。

### ★第12回世界林業会議声明文

(筆者要約)

2003年9月28日  
於カナダ・ケベック市

本会議の参加者は(中略)、以下のような戦略と行動の推進を通じて取組を加速させるよう、自ら決意するとともに世界に対して要請する。

#### 政策、制度及び統治の枠組

- 持続可能な森林経営に関連する法令の策定、施行。
- 所有者、先住民、利用者及び労働者の権利の認知、尊重。文化的価値の保護。
- (住民、市民) 参加と利益の公平な分配、また、土地の所有・利用権及び資源へのアクセス促進のため、効果的な統治の仕組みの確立。
- 森林の減少・劣化を緩和するための施策の実施。

#### パートナーシップ

- 持続可能な森林経営の推進に当たって、青少年のエネルギーと才能の活用。
- 女性、森林所有者、先住民、非政府組織(NGO)、地域住民、産業界及び公的機関の参加を得た、協調的なパートナーシップの奨励。
- 公的機関と民間組織を含め、国際的及び地域的なパートナーシップの促進。

#### 研究、教育及び能力開発

- 技術革新の推進。森林に対する良いふるまいを助長する総合的な教育及び普及施策の実施。
- 分野横断的側面や地球的・地域的な考察を取り入れるよう、教育カリキュラムを改良。
- 伝統的知識と科学的知見の連携。
- 研究、情報の普及、学習プロセスに対する投資拡大。

#### 森林経営

- あらゆる林産物を評価・報告・管理

#### モニタリング

- 持続可能な森林経営の社会、文化、環境及び経済的側面を反映する基準・指標及び認証について、異なるプロセスや枠組間の共通認識を促進すること。
- 森林の現状及び人類のニーズと地球環境の保全のバランスの達成状況について、モニタリング・評価・報告を行うための方策を編み出すこと。

# 違法伐採対処のための合法性基準の明確化など作業計画を検討

林野庁海外林業協力室課長補佐 今泉 裕 治

11月21日、千葉県(木更津市民会館)において、わが国政府(外務省、林野庁)、インドネシア政府、国際林業研究センター(CIFOR)及びザ・ネイチャー・コンサベーション(TNC)との共催でAFP第3回実施促進会合が開かれた。会合にはアジア・欧米諸国21カ国、6国際機関、内外から多数のNGO・研究機関・産業界等の関係者が出席。わが国政府からは、美根慶樹外務省地球環境問題担当大使、高木茂林野庁海外林業協力室長、荒井真一環境省環境保全対策課長のほか、外務省、林野庁、環境省からの出席があった。

なお、今回の会合に先立ち、11月17日、20日、同県において林野庁・千葉県の共催により国際森林専門家会議「国別伐採実施規範の策定と実施」が開催されたこともあり、その出席者の多くが今回会合に参加した。

## 今回合会での主な成果

(1) 昨年7月にインドネシアで開

催されたAFP第2回実施促進会合の際に検討されたAFPとして優先的に取り組むべき具体的行動につき、さらなる検討が行われ、別表に示すような作業計画案が提示・検討された。その結果、各パートナー等から提出された意見を含めて作業計画を完成させることに合意した。

(2) AFPにおけるパートナー間の情報ネットワーク及び意思決定メカニズム、資金の調達・管理、パートナーシップ拡大強化の進め方など組織事項に関する議論が行われ、関係者間の円滑な情報連絡と活発な意見交換等のため、関心を有する国や機関、団体等がそれぞれ窓口担当者を選任して事務局に連絡することになった。さらに今回の会合で、フィリピン及びベトナムが新たにAFPのパートナーになることを表明した。

(3) わが国政府(外務省)は、今回の会合においてAFPの活動を支援するため10万ドルの拠出を表明した。具体的には、上記作業計画の内、「合法性の基準の明確化、木材追跡

及び生産・加工・流通過程の管理システム、合法性確認システムの開発」に伴う調査の実施・報告書の作成及びCIFORが担うAFP事務局業務の支援にあてることを表明した。

今後の予定

今後AFPは、上記(1)の作業計画の内、すでに資金の裏付けを得られているものや新たな資金を必要としないものから具体的な取組を展開していくこととなる。また、さらなる活動の拡充・展開のため、わが国を始め援助国メンバーのODAや非ODA資金、民間資金などの活用の可能性も検討していくこととなる。

AFPの今後の会合については、2004年の主要な森林関係国際会議へ4月の国連食糧農業機関アジア太平洋林業委員会(フイジー)、5月の国連森林フォーラム(スイス)などへの機会に参集可能な関係者が適宜会合を持つほか、12月の国際熱帯木材機関理事会(横浜)の直前に

わが国での会合開催を検討すること  
が合意された。

注：AFPの関連情報については、以下のホームページに掲載されている。  
AFP (英語)  
<http://www.asiaforests.org/>  
外務省(日本語)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/afp/>

## 第3回会合で提示・検討された 主な作業計画案

- ▼合法性の基準の明確化、木材追跡及び生産・加工・流通過程の管理システム、合法性確認システムの開発
- ▼違法伐採対策分野における既存の地域イニシアチブ及び二国間合意・発表等との協力・連携の強化
- ▼アジア・太平洋地域における税関当局等の協力に関する枠組みの構築
- ▼荒廃地の復旧及び植林に関する各取組の見直し・改善
- ▼衛星情報の共有・活用
- ▼能力開発関連施設等のデータベース化

## 国際森林専門家会議「国別伐採実施規範の策定と実施」

# 伐採適正化のための規範整備について提言まとめる

国際環境NGO FOE Japan 代表理事 岡崎 時 春

林野庁と千葉県の共催による国際森林専門家会議「国別伐採実施規範の策定と実施」課題と方策」が、11月17日から20日まで、千葉県木更津市かずさアカデミアホール等において開催された。会議には、アジアを中心とする開発途上国及び欧米諸国等16カ国、5国際機関のほか、内外から大学・研究機関、NGO、森林・林業関係者など、総数約150名が参加した。

## 今回採択された「概要報告書」に

は、木材生産国における伐採実施規範の実施状況についてのモニタリングや伐採の合法性の検証など、喫緊の国際的課題となっている違法伐採問題の解決に資する提言も盛り込まれた。今後、各国における森林政策の指針として活用されるほか、違法伐採対策に係る国際的な取組の進展にも寄与することが期待される。

## 伐採実施規範

「伐採実施規範 (Codes of Practice

for Forest Harvesting)」という用語の解釈・対象範囲は、今回の参加者間で必ずしも共通したものとなっておらず、入口の議論にかなりの時間が割かれた。この用語は、もともとFAOアジア太平洋林業委員会が1998年にまとめたガイドブックから始まったもの。2000年には「地域実施計画」を作り、現在、各国別の実施規範を作るべく、FAOを中心に啓発活動がなされている。

国連森林フォーラム(UNFF)やITTOが普及させようとしている「基準・指標 (Criteria & Indicators)」がややアカデミックな対し、こちらは林業現場から上がってきて、環境や森林の多面的機能への配慮を盛り込んでいるように見える。ただ、持続可能な森林経営の達成という最終目標では双方とも同じである。

伐採実施規範は、実際の伐採において、土壌流出や水質汚染を引き起こさず、樹木再生も容易にするような機械導入・路網整備のやり方などを示している。会議で主要な問題に

なったのは、実施のためのガバナンス(統治)をどうすべきかということである。つまり、中央政府、地方自治体、営林署の各レベルでどのように拘束力のある規範とガイドラインを整備するか、あるいは伐採企業の内部基準の整備と末端への指示・徹底をどう行なうか、そしてそれぞれのレベルでどのようなモニタリングを行なうか、などを巡って議論が行われた。

## 違法伐採問題との関連

会議中かなりの議論が集中したが、この伐採実施規範にどれほどの拘束力を持たせるべきかという点である。ロシアなどでは拘束力のある基準や規則が多すぎて、実際には誰も守っていないとか、伐採権の許認可と同様、罰則があっても監督官庁との癒着や汚職で罰金も払われていないか、たとえ払ってもそれ以上に儲けが大きく、違法行為が横行するという。こうした違法伐採問題が抱

えている課題と伐採実施規範が直面するそれは、多くが共通しているものとの認識が深まった。

## おわりに

今回の会議が研究者中心のものではなく幅広い関係者の参加のもとで行われたことは、基準・規範を机上で議論するのではなく、いかにして「実施」するかが焦点の急との認識が広まった結果であり、NGOとしてはこれを評価したい。ただ業界・企業の参加がもっと望まれるところであり、同種の意見が幾つか出された。

同会議の結果は、直後開催の「アジア森林パートナーシップ(AFP)第3回会合」で発表され、今後の活動に繋がっていくことになり、有意義な会合となったことを評価したい。

注：概要報告書については、左記ホームページを参照。

林野庁  
<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h15-11ganu/1126kokusa.pdf>

# 貧困削減や水資源管理に期待高まる森林の役割

FAO2003年版世界森林白書(SOF2003)から抄訳V—その2—

## 森林部門の今日的課題

### 森林と貧困削減

近年、新たな注目が注がれているが、とくに発展途上国での貧困削減において森林が有する可能性である。貧困世帯への森林の貢献度については国家統計に載らないことも多く、それゆえ、村落住民が貧困を回避、軽減あるいはそこからの脱出を計る上で、森林に何ができるかを明らかにする広範な研究が求められている。また、政策目標の中で森林保全と貧困削減がどこで接点として交わり、どこで分岐するかを表す研究も必要である。

貧困削減に向けた森林の役割増大につながる変化には、権限・責任の地方分権化、森林保有権の保証の拡大、統治の向上、市場アクセスの拡大、新しい技術などのほか、環境サービスに経済的負担を惜しまなくなった社会意識の変化もある。そこに生まれた可能性を最大限に活かすには、たとえば住民本位の議題の確立、規制の排除、貧困住民と森林関連企業との対等な協力関係の創出、また林業を村落開発と貧困削減戦略に統合的に取り込んでいくこ

となどが重要である。

新たな千年期の始まりにあつて、森林の活用が貧困削減に寄与する適切な環境を作り出すような、いくつかの特定した状況が、楽観主義に根拠を与えている。だが、貧困住民が十分な恩恵を受けるには、一定の政治力や影響力を身につけない限り容易ではない。天然林の消失や劣化でもっとも影響に苦しむのは、天然林に依存して生活している人々である。ゆえにそうした人々こそ、森林保全の努力を結集する上で重要な関係者となる。効果的なプログラム策定の成否を握るのは、森林と村落住民の暮らしの関係、森林からの収入増大の道筋、また分野横断的な問題や政治的な趨勢の重大性などについて、どれだけ深く理解しているにかかっている。

### 水資源管理における森林の役割

20世紀末に提起された水不足の警告は、それが正確なものであったことが証明されようとしている。水の欠乏が、今や食糧安全保障や人間の健康と暮らしに脅威を与えていると言つてもよい。森林は水の供給に重要な役割を担

っているが、その管理は水資源管理を補つてはじめて完全なものとなる。

森林におおわれた山地流域に対しは、特別な注意を払うことが望まれる。というのも、そうした流域は世界でもっとも重要な水産出地域の一つであるとともに、山崩れや激流、洪水の発生源となる地域でもあるからだ。土地利用と水は複雑に絡み合つてつながっている。だが、上流・下流の土地利用と水との関係が明白に証明されているにもかかわらず、双方一致した管理が行われることはめつたにない。

森林は万能薬とはいかないまでも、流域の枠組みの中でもっともはつきりと実際に確認できる経済的・環境的便益を供給できる。水を「タダのもの」というより「商品」として扱うことで、経済的な意欲が刺激され、つまりはより良い管理につながるようになる。政策と制度は、さまざまなレベルの流域で水問題に関する目標を達成するための動機付けと方策を示すことができる。上流域と下流域の資源利用の変化で誰が負担を負い誰が利益を蒙るかという点における不公平さは、分野間協力や拡大経済分析を通じて解決され得る問題である。無駄のない水の新秩序は、

水供給力を高めるための土地利用変化の正しさを証明していくことになるだろう。同様に、住民が別の土地利用の仕方を行うことで森林の改善や下流域の損害減少に手を貸すことになるのなら、何らかの報償が与えられる必要があるだろう。

森林の持続可能な利用がいかに生物多様性保全に貢献できるか

社会が森林から得られる産物やサービスに対して認める価値は、ここ20～30年間というものの、かつてなく急速に、また深く変化してきている。こうした傾向は、たとえ加速しないまでも確実に続いていくと考えられ、森林管理への多様なアプローチが求められるだろう。SOF03では、森林の持続可能な利用と生物多様性の保全との関係を探求している。

森林管理の営みは、生物多様性のさまざまな構成要素に異なる影響を及ぼす。つまり、あるものには益となる一方、あるものには害となる。自然界システムは可変的であり、また生物多様性に単一的な尺度は存在しないというのであれば、施業慣行を向上させる目的で、森林管理が介入することによる影響をモニターしていくために、適切な指標を開発することが重要な課題となる。現在、国レベルおよび施業単位レベルで適用できる指標づくりの作業が進行中である。

地域住民は、もし森林資源の持続可能な利用に依存する事業から便益を得られるならば、当然、生態系や生物多様性の保全に力を尽くすだろうことが考えられる。アジア太平洋地域39箇所を実施された調査結果では、地域社会をベースとした事業計画は、それが市場アクセスなど外的要素と結びついたものであり、変化する周囲の状況に事業が適応できるものである限り、確実に保全につながるものだとしている。

持続可能な森林経営に生物多様性の有効な保全を組み入れていくためには、政府の確固とした行動、利害関係者との協調の両方が必要となる。ある特定の森林地域から供給される一連の産物とサービスも、国規模の均衡のとれた資源利用という観点を考慮に入れられるべきであり、また政府、産業界、学術団体、地域社会、NGOらの間の話し合いに基づいて定められるべきである。

### 森林部門における科学と技術

科学と技術の進歩は、森林の持続可能な経営にとって不可欠であり、また森林から得られる産物・サービスへの要求に応えるためにもきわめて重要である。しかし、研究能力を維持・強化

するための資金源は不十分であり、さらにそこにおいても、先進国と途上国間、政府と産業界間、また森林部門内の各々間にきわだつた差が認められる。

持続可能な開発や生活の向上に森林が重大な役割を果たしている多くの国々で、研究能力はきわめて乏しいのが現状である。さらに、これまで投資は木材生産と加工技術の向上に振り向けられるのが常であり、その他の生態系機能や社会的側面—たとえば貧困削減など—は軽視されがちである。多くの熱帯諸国では、多数の人間が係わる大半の林業活動は非組織部門で行われており、そこでは研究への投資はほとんどないと言つてもよい。ここで提起される問いは、基本物資の供給や職業機会の創出、現金収入の道といった点で重要であるのなら、小規模事業のニーズと地域社会はどのように交わることができるかというものである。

森林の科学と技術における現在の弱点がこのまま存続するならば、先進国と途上国の格差はさらに広がつてしまつたろう。また、より広範なスケールで持続可能な森林経営を採用していくことも、森林資源の利用に関連した増大する社会的・環境的問題へ対処することも困難だろう。ネットワークを通じた共同作業は、研究・開発の努力をより望ましいものにする。実際には、この種のいくつかのパートナーシップは、限られた財源を有効に活用しながら明白な変化を生み出している。

### アフリカの森林部門における財政政策の最近の傾向

アフリカでは林業への公共支出が他の地域より低く、財源の欠如は、アフリカでの持続可能な森林経営の実現が予見可能な将来においては望めないことを示唆している。だが、状況の改善に寄与しうる以下のような転換の提案がなされている。▽森林の社会・経済的便益に重点を置く▽市場メカニズムに基づいた森林課税金の設定▽よりわかりやすい課税制度への移行▽税の徴収と歳入の権限移譲▽地域住民とのコストと利益の共有化▽地域社会を含む民間部門への、管理権限および森林資源所有権のさらなる移転

持続可能な森林経営に民間からのどの程度の資金協力を得られるかどうかは、その投資に伴う利益性とリスクに大きく依存する。発達した民間経営が行われているいくつかのアフリカ諸国では、民間に相当額の資金投資を呼びかけることも可能かも知れない。しかし、大半の経営が生産力の小規模で非組織であり、林業活動への大々的な資金協力を期待することは非現実的である。よって、今後も公共部門と公共資金が持続可能な森林経営で重要な役割を果たし続けていくことになると思える。

森林部門でアフリカが直面する諸々の問題の中に、エイズ問題(HIV/AIDS)がある。感染犠牲者の広がりから家計は大きな打撃を受け、森林への依存度が増大することになるだろ

### 結び

近年、依然多くの地域で高い森林減少率が認められるというものの、持続可能な森林経営の実践が世界中で着実に進展してきている。だが、もし環境的・経済的・社会的・文化的便益を供給する森林と森林外樹木の潜在可能性が余すところなく発揮されたなら、進展のペースはもっと速まるにちがいない。科学的・技術的進歩は、必要とされる変化をもたらすために多くを為しえるものである。だが、部門内・部門間における革新的パートナーシップは、有意義で長期的な解決策を追求するうえでさらに重大なものであるだろう。「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」では、最高政治レベルで、地球の健全性を回復し、持続可能な開発達成に向けた活動を強化する関与の決意を再確認した。指導者たちがどれだけヨハネスブルグ宣言を支え、どれだけ実施計画を実行に移すかは、望ましい結果をもたらさんとする積極的意思を量る試金石となるだろう。



# ●モンゴル● 苦悩する凍土地帯の森林

毎日新聞社人口問題調査会

滑志田 隆

ウスユキソウやキリンソウなど日本でも見慣れた高山植物が草原を彩っている。吹き過ぎる風が肌寒い。馬上から見渡す標高2500m級の山々は冠雪で薄化粧している。2003年8月下旬、モンゴル西部のフブスグル州を訪れ、森林の事情を見聞した。山火事と虫害に悩み、どこまでも無残な姿をさらす森林は、性急な資本主義化を突き進むモンゴルの内的な苦悩を象徴しているように思えた。

## 山火事と虫害と乱伐と：

「チョツ」という掛け声と共に小柄な馬たちが道のない草原を走る。山の斜面が迫ってくる。モンゴルの年平均降水量は230mmで世界平均の4分の1。大地に降った水の大部分が短期間で蒸発散するため、森林は山の北斜面で生育し、南側は裸地や岩石の表出地であることが多い。カラマツを中心とする森林帯に入

る。盛夏だというのに森の全体が紫色がかった見えるのはなぜだろう。森の中を歩き始めると、芽吹きながらも灰褐色の骨組みをさらしている木々が残っていた。山火事から7年を経て、焼け残った木々を蛾の大群が襲ったという。

琵琶湖の4倍の面積をもつ淡水のフブスグル湖を船で縦断し、4地点で山火事の跡に立つカラマツの年輪を測ってみた。湖畔の森林の年平均気温は0度前後であり、目の高さで直径25cmまで成長するのに約1000年を要していることが分かる。厳しい気候の中で樹木が生長した貴重な月日が山火事で一度に失われていく。喪失した生態系が復元するのに、どれほどの歳月がかかるのか。

モンゴル全域にカレハガ(蛾)が大発生したのは02年夏だった。100万羽以上が被害を受けたと報道され、この状況は日本の研究者によっても分析された。局地的な気象条件の変化が生態系に大きな影響を与え

ていることが示唆された。山火事が通り過ぎた森林で害虫が増殖しやすいのか、あるいは虫害で痛んだ森林が燃えやすいのか。森林の二重苦は深まるばかりだ。

## 森林再生への努力は始まったばかり

モンゴルの森林は、00年推計で1065万ha。国土面積の7%を占める。ロシアとの国境に沿った北部地域に集中し、ほとんどが天然林だ。大半が国有財産だが、企業体などが契約によって開発することができ、最近では開発ラッシュが見られる。政府も「市場経済への移行に伴

う過剰な伐採は問題」との見解を表明しているが、有効な対策が確立されないまま開発だけが先行するのが現状だ。国連食糧農業機関(FAO)の推計によると、モンゴルでは年間6万haの森林が伐採で失われており、20万ha以上が火災被害を受けている。1996年から97年にかけて大規模な山火事が各地で起きたが、この時の焼失面積は数百万haと伝えられている。

日本の環境協力としては、90年代に国際協力事業団(JICA)と日本林業技術協会によりセレンゲ県の428万haを対象に、ランドサットの衛星データの解析を通じた土地被覆分類図の作成と森林管理計画ガイドライン作りが試みられた。しかし、政府開発援助(ODA)による政府レベルの本格的な森林再生計画は実施されていない。

モンゴル森林の危機を環境協力の問題として真剣にとらえているのは、地方自治体や市民団体だ。モン

が進み、国立公園に指定される湖でも水質の悪化が心配される。草原と森と湖の景観を守るために日本の経験を伝えたいという思いから、市民たちがモンゴルへの環境協力の実績を積み重ねている。

湖と共にある人々の生活……。それを共通項に滋賀県とモンゴル・フブスグル県の市民たちの交流が88年から始まった。99年には「びわ湖・フブスグル湖交流協会」(事務局・大津市)が設立され、吉良竜夫・国際湖沼環境委員会副理事長が会長を務め、約30人の会員が生態系調査や環境教育の情報を交換している。

同協会に所属する武田一夫・帯広畜産大学教授(地学)の研究が示唆に富む。武田教授は上昇傾向にある平均気温と水温の関係を解明するために湖畔の23カ所で気象データを取り、草原を掘削して永久凍土の融解について調べている。

フブスグル地域は北極圏を中心とする永久凍土の南限地域にあたり、草原のあちこちで地中から小石が盛り上がりつつある「構造土」を見る。地下1mから2mにある凍土層が融解し始め、次第に広範囲に及ぶ。武田教授はそこに森林の劣化との相関関係を見出している。そして、その

要」と力説した。しかし、70年以降に政府予算を注ぎ込んだ植林の効果の評価すると、植栽木の活着率は50%未満にとどまるという。その理由について同大使は、「苗木の育成の基盤が十分でなかった。間伐など植林後の保護がまったくできていなかった」と分析する。植林の実践経験に乏しいことが大きなネックになり、政府予算の投入の意欲を減退させているようだ。

## 市民レベルの環境協力への期待

首都ウランバートルでは大気汚染



永久凍土地帯の後方に広がるカラマツ林。中央部は虫害を受けた木々



JICA 開発協力カウンターパート研修を実施

当センターではJICAから委託を受けて、インドネシアで行われている「炭素固定森林経営現地実証調査」開発協力のインドネシア側カウンターパートに対する研修を2件、以下のように実施しました。帰国後、研修成果の活用が期待されます。

- ①「製炭・木炭施用コース」  
8月18日から12月17日までの4か月間、1名に対し、製炭及び木炭施用に関する①研究手法の習得及び基礎データの収集、②製炭技術の習得、③わが国の製炭・木炭施用の現状把握についての研修を、東京大学、京都大学、名古屋大学等の研究機関のほか、北海道、岩手、和歌山等の現地で行いました。
- ②「植林CDM研究コース」  
8月31日から9月10日までの11日間、2名に対し、わが国の植林CDM

M研究体制等についての研修を、当センター、森林技術総合研究所、京都大学、三重県等で行いました。人工林における天然更新技術に関する調査第2回委員会を開催

今年度からスタートした「人工林における天然更新技術に関する調査」の第2回委員会を12月2日に開催しました。各委員からそれぞれ調査の進捗状況が報告され、それに基づき初年度調査報告の取りまとめについて検討を行いました。

「熱帯林業」編集委員会を開催  
「熱帯林業」編集委員会を12月11日に開催し、次号59号の掲載原稿の最終検討と確定、次々号60号の構成と掲載原稿の検討を行いました。

COP9 報告会を開催  
12月にイタリアのミラノで気候変動枠組条約の第9回締約国会議(COP9)が開かれたことを受け、当センターでは1月13日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいてCOP9報告会を開催しました。



講師には、政府代表団の一員として同会議に出席された林野庁計画課の永目伊知郎調査官をお招きし、今回確定された吸収源CDMの実施細則に焦点を当てて同会議結果の概要を説明していただきました。会場を埋めた参加者の大半は民間企業の人々で、産業界の関心の高まりが窺えました。

CDM植林基礎データ整備事業の分科会を開催  
CDM植林基礎データ整備事業の本年度第2回目の分科会を1月15日に開催し、調査実施状況、今後の方針等について検討を行いました。

CDM植林人材育成事業委員会を開催  
CDM植林人材育成事業の第2回

講師に  
は、政府代表団の一員として同会議に出席された林野庁計画課の永目伊知郎調査官をお招きし、今回確定された吸収源CDMの実施細則に焦点を当てて同会議結果の概要を説明していただきました。会場を埋めた参加者の大半は民間企業の人々で、産業界の関心の高まりが窺えました。

委員会を1月27日に開催し、2月に予定の国内研修、3月に予定の国際ワークショップ(インドネシア)の各実施内容等について検討しました。

熱帯林放棄バイオマス再資源化支援調査委員会を開催

熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業の本年度第2回目の委員会を1月29日に開催し、調査実施状況、調査成果普及を図る現地ワークショップ等について検討を行いました。



熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

- ◆板橋区立熱帯環境博物館(守屋幸一館長)より、3万3017円のご寄付
- ◆藤間剛様(CIFOR研究員)より、5850円のご寄付
- ◆佐藤勝男様より、ご母堂様の故佐藤富子様のご遺志として1583円のご寄付

吸収源CDM国際フォーラムの開催

2月26日/於 ホテルエドモント(東京飯田橋)

昨年末の12月1日から12日までイタリアのミラノで気候変動枠組条約の第9回締約国会合(COP9)が開催され、京都議定書の早急な発効や、CDMの速やかな実施が議長総括に盛り込まれるとともに、吸収源CDMの実施細則が確定しました。こうした情勢のもと、国際緑化推進センターでは、国際機関、東南アジア3ヵ国ならびにわが国の行政機関、研究機関関係者を講師にお招きし、標記国際フォーラムを開催します。吸収源CDMプロジェクトを現実のものとするために、ホスト国側、投資国側双方のCDM実現に向けての取組方向、取組事例などについて、報告ならびに意見交換しようとするものです。

- 日時: 平成16年2月26日(木) 14:00~17:00 (開場13:45~)
- 会場: ホテルエドモント<東京都千代田区飯田橋3-10-8 (Tel: 03-3237-1111)>  
◎JR、地下鉄(有楽町線、東西線、南北線、都営大江戸線)「飯田橋」下車、徒歩5分
- 講師: Daniel Murdiyarto 博士(国際林業研究センター(CIFOR))、Baderun Zainal氏(インドネシア国西ヌサテンガラ州森林局長)、Bui Chinh Nghia氏(ベトナム国農業地域開発省林業局)、ミャンマー国林業省より<調整中>、永目伊知郎氏(林野庁計画課調査官)、田野岡章氏(海外産産植林センター専務理事)、天野正博博士(早稲田大学人間科学部教授)
- 定員: 50名(参加無料/同時通訳あり)
- 主催: (財)国際緑化推進センター
- 申込: 電子メール(kenzo@jifpro.or.jp)にて受け付けます。定員に達し次第締め切ります。

CDM植林(吸収源)事業人材育成研修

研修生募集

昨年12月にイタリアで開催の気候変動枠組条約第9回締約国会合(COP9)で、小規模植林がCDM吸収源事業として認められるなど、吸収源CDM事業の実施環境がしだいに整いつつあります。そこで、国際緑化推進センターでは、CDM植林事業を円滑に推進する上で必要な人材の育成に寄与するために、以下の要領で研修会を実施します。近い将来にCDM植林事業を担当される予定で、この事業の企画・形成に関する基礎知識を学ぼうとする方々の応募をお待ちしています。

- 日時: 平成16年2月24日(火)~26日(木) <3日間>
- 会場: ホテルエドモント<東京都千代田区飯田橋3-10-8 (Tel: 03-3237-1111)>  
◎JR、地下鉄(有楽町線、東西線、南北線、都営大江戸線)「飯田橋」下車、徒歩5分
- 講師: 天野正博博士(早稲田大学人間科学部教授)、林野庁計画課担当官、インドネシア国林業担当者を予定
- 定員: 10名程度
- 参加費: 研修教材実費として一人3千円(賛助会員は2千円)を研修開始時にお支払い下さい。
- 申込: 申込用紙(<http://www.jifpro.or.jp> から入手可能)に必要事項を記入の上、2月13日(金)までに、国際緑化推進センター(担当:大脇)宛に電子メール(akira@jifpro.or.jp)またはファックス(03-5689-3360)でお申し込み下さい。
- その他: 研修は若干名の途上国研修生等と合同で行うため、教材・講義・質疑は主に英語が利用される見込みですが、同時通訳等のサービスはありませんので、あらかじめご了承ください。



# 国際緑化推進にご参加ください

第14巻第1号（年4回発行）  
平成16年1月30日発行

編集／緑の地球編集委員会  
発行／(財)国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階  
電話 03(5689)3450 FAX 03(5689)3360



## 明日の地球にゆたかな森林を残しましょう

—あなたもセンターの活動にご協力ください—

国際緑化推進センターの事業は、広く国民のみならず、企業等のご協力によって造成された基金（国際緑化基金）の運用益によって行われています。当センターは、特定公益増進法人として認定されていますので、基金への寄付金に対しては、租税の特例措置が適用になります。

〈特例措置の内容〉

◆個人が贈与される場合： 総所得額の25%を限度として、寄付金額から1万円を差し引いた金額が所得控除できます。

◆法人が贈与される場合： 一般寄附金と同額の範囲内において、別枠で損金扱いとすることができます。

1本100円—あなたも熱帯に木を植えてみませんか

### 熱帯林造成基金

熱帯地域の緑化にあなとも協力ください。1本100円で立派な樹木を植えることができます。みなさまのご厚意がたくさん集まって、「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯林の造成を目指し、国民のみならず、企業、団体などからの浄財を募り、熱帯地域での植林を実施しています。

国際緑化基金、賛助会費および熱帯林造成基金へのお申込み先  
財団法人 国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル  
電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360

＜ご送金は下記の銀行へお振り込みください＞

口座名…(財)国際緑化推進センター

- 賛助会費：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0496575
- 国際緑化基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0477245
- 熱帯林造成基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0497178

国際緑化の情報をお届けします—賛助会員へご入会ください  
賛助会員は、個人会員と法人会員があります。

◆会費：個人 1口 10,000円  
法人 1口 100,000円

◆資格：個人、法人、法人以外の団体、地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、当センターが発行する出版物および各種サービスを受けることができます。



財団法人  
**国際緑化推進センター**

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル

電話：03-5689-3450

FAX：03-5689-3360

E-mail：jifpro@jifpro.or.jp

URL：http://www.jifpro.or.jp/